

「石垣市すくすく応援クーポン券」取扱店仕様書

1. 事業名

すくすく応援事業

2. 事業目的

安心して子育てしやすい環境及び子育て支援の充実に向けて、孤立しやすく虐待リスクの高い0歳児（以下、「乳児」）のいる家庭へ産后面談時や乳児健康診査時を活用しクーポン券の配布を行う。クーポン券を配布することで若い世帯への経済的負担軽減を図るとともに配布を産后面談や健康診査受診時に行い、子育ての不安解消、孤立・虐待の防止等の早期発見につなげ、乳児をもつ保護者等が安心して子育てできる環境づくりに寄与することを目的とする。

3. クーポン券取扱い期間

クーポン券に印字されている期間以内

4. クーポン配布対象者

石垣市（以下「市」という。）に住民登録がある1歳の誕生月までの乳児のいる家庭
見込み 400人／年

5. 事業に関する基本的な事項

事業の履行に当たっては、次に掲げる事項に沿って適正に取り扱うこと。

- (1) 市内のクーポン取扱い店舗のみで利用できる。
- (2) クーポン券は、ベビー用品（おもちゃ及び備品は除く）の購入時に利用できるものとする。
- (3) クーポン券の有効期限は、券に記載とする。
- (4) クーポン券利用については、お釣りは出さないものとする。
- (5) 自己都合でクーポン券を破損、汚損等により現状が確認できないものについては、利用できないものとする。
- (6) クーポン券の有効期間の過ぎたものについては、無効となり市へ請求することは、できない。

6. クーポン券利用できる対象商品

ベビー用品

- (1) ミルク・紙おむつ・離乳食（ベビーフード）・おしり拭きやベビー用綿棒等の消耗品・乳児用肌着等。

※但しおもちゃ・備品は、除く。

(2) 他の商品券、割引券との併用利用購入は取扱い店舗に一任。

7. 事務手数料について

本事業にかかる事務手数料の請求については、下記「別表1 事業に係る経費」のとおりとする。

別表1 事業に係る経費

費用項目	請求額
事務手数料	クーポン枚数×20 円
クーポン券	枚数×1,000 円（予定 24 枚／1 乳児）

毎月、販売店にて取扱った石垣市すくすく応援クーポン券原本（月末締め）及び事務手数料を含めた請求書を翌月10日までに市へ請求するものとする。

8. クーポン券取扱店の登録

クーポン券の取扱いを希望する店舗は、石垣市健康福祉センターへ登録申請を行い、市と取扱店の契約締結後、取扱店としてクーポン利用販売を開始するものとする。

9. その他

- (1) クーポン券利用のベビー用品の販売にあたっては、対象者からの問い合わせに対応すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、市と販売取扱店との協議によって決定する。